

内閣府告示第二百八十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年十二月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年十二月八日

二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 三笠市

三 構造改革特別区域の名称 岡山・萱野小中一貫教育特区

四 構造改革特別区域の範囲 三笠市の区域の一部（岡山小・萱野中学校校区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本

方針別表第一に定めるところによる。） 構造改革特別区域研究開発学校設置事業（八〇二）

内閣府告示第二百九十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十六年十二月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年十二月八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 北海道斜里郡清里町
- 三 構造改革特別区域の名称 地産地消で豊かな給食特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 北海道斜里郡清里町の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

内閣府告示第二百九十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十六年十二月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年十二月八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 北海道常呂郡佐呂間町
- 三 構造改革特別区域の名称 佐呂間町いきいき子育て特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 北海道常呂郡佐呂間町の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 保育所における私的契約児の弾力的な受け入れの容認事業（九

一三三）

内閣府告示第二百九十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十六年十二月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年十二月八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 青森市
- 三 構造改革特別区域の名称 青森市障害者デイサービス特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 青森市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業（九〇六）

内閣府告示第二百九十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年十二月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年十二月八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 青森県西津軽郡岩崎村
- 三 構造改革特別区域の名称 白神のふもとどぶろく特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 青森県西津軽郡岩崎村の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特定農業者による濁酒の製造事業（七〇七）

内閣府告示第二百九十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年十二月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年十二月八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 岩手県下閉伊郡岩泉町
- 三 構造改革特別区域の名称 岩泉町地域農業再生特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 岩手県下閉伊郡岩泉町の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）

内閣府告示第二百九十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十六年十二月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年十二月八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 宮城県
- 三 構造改革特別区域の名称 みやぎ私立学校教育特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 宮城県の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 構造改革特別区域研究開発学校設置事業（八〇二）及び構造改革特別区域研究開発学校における教科書の早期給与特例事業（八一九）

内閣府告示第二百九十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年十二月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年十二月八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 宮城県志田郡松山町
- 三 構造改革特別区域の名称 「醸華邑（じょうかむら）」構想・水田農業活性化特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 宮城県志田郡松山町の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）



内閣府告示第二百九十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十六年十二月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年十二月八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 宮城県栗原郡高清水町
- 三 構造改革特別区域の名称 高清水かつらっこ特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 宮城県栗原郡高清水町の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業（八〇七）及び保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業（九一四）

内閣府告示第二百九十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十六年十二月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年十二月八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 秋田県及び秋田市
- 三 構造改革特別区域の名称 秋田デイサービス特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 秋田市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業（九〇六）

内閣府告示第二百九十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十六年十二月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年十二月八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 鹿角市
- 三 構造改革特別区域の名称 鹿角市幼保一体的運営特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 鹿角市の区域の一部（八幡平の区域）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業（八〇

七) 及び保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業(九一四)

内閣府告示第三百号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年十二月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年十二月八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 山形県最上郡舟形町
- 三 構造改革特別区域の名称 ふながた自然・田舎まるごと体験ふれあい特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 山形県最上郡舟形町の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特定農業者による濁酒の製造事業（七〇七）

内閣府告示第三百一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十六年十二月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年十二月八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 山形県東田川郡藤島町
- 三 構造改革特別区域の名称 地産地消で育つ元気なこどもの楽しい給食特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 山形県東田川郡藤島町の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

内閣府告示第三百二二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年十二月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年十二月八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 いわき市
- 三 構造改革特別区域の名称 国際交流都市いわき・英語教育特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 いわき市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 構造改革特別区域研究開発学校設置事業（八〇二）

内閣府告示第三百三三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年十二月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年十二月八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 福島県伊達郡桑折町
- 三 構造改革特別区域の名称 企業誘致による地域活性化促進特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 福島県伊達郡桑折町の区域の一部（桑折工業団地区域）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 土地開発公社の所有する造成地の賃貸事業（四〇三）



内閣府告示第三百四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年十二月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年十二月八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 福島県耶麻郡西会津町
- 三 構造改革特別区域の名称 西会津町ミネラル栽培活性化特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 福島県耶麻郡西会津町の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）

内閣府告示第三百五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年十二月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年十二月八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 茨城県
- 三 構造改革特別区域の名称 いばらき幼保連携特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 下館市及び龍ヶ崎市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業（八〇七）

内閣府告示第三百六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年十二月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年十二月八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 宇都宮市
- 三 構造改革特別区域の名称 うつのみや生き生き宮つ子特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 宇都宮市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 構造改革特別区域研究開発学校設置事業（八〇二）

内閣府告示第三百七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十六年十二月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年十二月八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 今市市
- 三 構造改革特別区域の名称 今市市中一貫教育特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 今市市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 構造改革特別区域研究開発学校設置事業（八〇二）及び構造改革特別区域研究開発学校における教科書の早期給与特例事業（八一九）

内閣府告示第三百八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年十二月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年十二月八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 小山市
- 三 構造改革特別区域の名称 小山市英語教育推進特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 小山市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 構造改革特別区域研究開発学校設置事業（八〇二）

内閣府告示第三百九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年十二月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年十二月八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 大田原市
- 三 構造改革特別区域の名称 大田原市英語教育特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 大田原市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 構造改革特別区域研究開発学校設置事業（八〇二）

内閣府告示第三百十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年十二月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年十二月八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 群馬県邑楽郡大泉町
- 三 構造改革特別区域の名称 大泉町英語教育特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 群馬県邑楽郡大泉町の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 構造改革特別区域研究開発学校設置事業（八〇二）

内閣府告示第三百十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年十二月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年十二月八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 行田市
- 三 構造改革特別区域の名称 「古代蓮の里ぎょうだ」のびのび英語教育特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 行田市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 構造改革特別区域研究開発学校設置事業（八〇二）



内閣府告示第三百十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年十二月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年十二月八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 千葉県
- 三 構造改革特別区域の名称 千葉県戦略的企業誘致推進特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 千葉市緑区の区域の一部（千葉土気緑の森工業団地 千葉市緑区大野台一丁目及び二丁目）及び富津市の区域の一部（富津市青木土地区画整理事業施行地区 富津市青木字曾根新田の区域の一部）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 土地開発公社の所有する造成地の賃貸事業（四〇三）

内閣府告示第三百十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十六年十二月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年十二月八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 習志野市
- 三 構造改革特別区域の名称 習志野きらつとこども園特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 習志野市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業（八〇七）及び保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業（九一四）

内閣府告示第三百十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年十二月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年十二月八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 千葉県香取郡栗源町
- 三 構造改革特別区域の名称 紅小町の郷ゆったり空間交流特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 千葉県香取郡栗源町の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け

事業（一〇〇二）

内閣府告示第三百十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年十二月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年十二月八日

二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 東京都文京区

三 構造改革特別区域の名称 文京区IT人材育成特区

四 構造改革特別区域の範囲 東京都文京区の全域

五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二）及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三三）

内閣府告示第三百十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年十二月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年十二月八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 東京都世田谷区
- 三 構造改革特別区域の名称 世田谷「日本語」教育特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 東京都世田谷区の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 構造改革特別区域研究開発学校設置事業（八〇二）

内閣府告示第三百十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十六年十二月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年十二月八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 東京都板橋区
- 三 構造改革特別区域の名称 板橋福祉輸送特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 東京都板橋区の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）（NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一一二〇六（一一二一六））

内閣府告示第三百十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十六年十二月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年十二月八日

二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 神奈川県

三 構造改革特別区域の名称 神奈川県福祉有償運送セダン型車両特区

四 構造改革特別区域の範囲 神奈川県内の区域の一部（神奈川県内全域のうち大和市域を除く地域）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）（NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業（一ニ〇六（一ニ二六））

内閣府告示第三百十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十六年十二月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年十二月八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 小田原市
- 三 構造改革特別区域の名称 LD、ADHD等の不登校児童生徒の個に応じた「生きる力」を育む教育特別区
- 四 構造改革特別区域の範囲 小田原市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 不登校児童生徒等を対象とした学校設置に係る教育課程弾力化



事業（八〇三（八一八））及び校地・校舎の自己所有を要しない小学校等設置事業（八二〇（八〇一―一  
））

内閣府告示第三百二十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年十二月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年十二月八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 茅ヶ崎市
- 三 構造改革特別区域の名称 茅ヶ崎市地域情報化推進特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 茅ヶ崎市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 修了者に対する初級システムアドミニストラータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二）

内閣府告示第三百二十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十六年十二月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年十二月八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 新潟市
- 三 構造改革特別区域の名称 新潟市国際創業特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 新潟市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 外国企業支店等開設促進事業（五〇九）

内閣府告示第三百二十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年十二月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年十二月八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 富山県
- 三 構造改革特別区域の名称 とやま幼稚園早期入園特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 富山市、高岡市、氷見市及び滑川市並びに富山県中新川郡立山町及び射水郡小杉町の全域並びに砺波市の区域の一部（合併前の砺波市の区域）及び南砺市の区域の一部（合併前の福野町及び井波町の区域）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 三歳未満児に係る幼稚園入園事業（八〇六）

内閣府告示第三百二十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年十二月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年十二月八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 羽咋市
- 三 構造改革特別区域の名称 羽咋のとっても簡単就農特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 羽咋市の区域の一部（羽咋市神子原地区・邑知地区・寺家町・滝町・一ノ宮町・上甘田地区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業（一〇〇六）

内閣府告示第三百二十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年十二月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年十二月八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 石川県石川郡鶴来町
- 三 構造改革特別区域の名称 白山・鶴来ツーリズム創造特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 石川県石川郡鶴来町の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特定農業者による濁酒の製造事業（七〇七）

内閣府告示第二百二十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十六年十二月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年十二月八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 あわらし
- 三 構造改革特別区域の名称 あわらし市幼児教育推進特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 あわらし市の区域の一部（旧芦原町）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業（八〇

七) 及び保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業(九一四)



内閣府告示第三百二十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年十二月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年十二月八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 山梨県
- 三 構造改革特別区域の名称 国際交流型公共政策拠点形成特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 甲府市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 夜間大学院留学生受入れ事業（五〇八）

内閣府告示第三百二十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年十二月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年十二月八日

二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 大月市

三 構造改革特別区域の名称 大月エコの里特区

四 構造改革特別区域の範囲 大月市の区域の一部（富浜町鳥沢地内中野・山谷地区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）

地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）

内閣府告示第三百二十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年十二月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年十二月八日

二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 南アルプス市

三 構造改革特別区域の名称 南アルプス市農地有効利用活性化特区

四 構造改革特別区域の範囲 南アルプス市の区域の一部（旧御影村のうち六科地区、旧巨摩町のうち飯野地区、旧百田村のうち百々地区、旧源村、旧芦安村、旧小笠原町、旧榊村、旧野之瀬村、旧落合村、旧大井村）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化によ

る農地の利用増進事業（一〇〇六）

内閣府告示第三百二十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十六年十二月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年十二月八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 山梨県西八代郡六郷町
- 三 構造改革特別区域の名称 六郷町幼保一元化特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 山梨県西八代郡六郷町の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業（八〇七）及び保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業（九一四）

内閣府告示第三百三十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年十二月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年十二月八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 山梨県南都留郡山中湖村
- 三 構造改革特別区域の名称 山中湖観光農業推進特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 山梨県南都留郡山中湖村の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）

内閣府告示第三百三十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十六年十二月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年十二月八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 長野市
- 三 構造改革特別区域の名称 長野市地域力活用教育特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 長野市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 校地・校舎の自己所有を要しない小学校等設置事業（八二〇）

八〇一―二）

内閣府告示第三百三十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年十二月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年十二月八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 長野市
- 三 構造改革特別区域の名称 長野市インターネットアカデミック特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 長野市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 校地・校舎の自己所有を要しない大学等設置事業（八二一（八〇一一一））及びインターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎等施設に係る要件の弾力化による大学設置事業（八三二一）



内閣府告示第三百三十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年十二月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年十二月八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 松本市
- 三 構造改革特別区域の名称 学都松本英語教育特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 松本市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 構造改革特別区域研究開発学校設置事業（八〇二）

内閣府告示第三百三十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年十二月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年十二月八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 長野県上伊那郡高遠町
- 三 構造改革特別区域の名称 信州高遠花いっぱい特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 長野県上伊那郡高遠町の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）

内閣府告示第三百二十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十六年十二月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年十二月八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 長野県下水内郡栄村
- 三 構造改革特別区域の名称 秘境の里・秋山郷どぶろく特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 長野県下水内郡栄村の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 農家民宿における簡易な消防用設備等の容認事業（四〇七）及び特定農業者による濁酒の製造事業（七〇七）

内閣府告示第三百三十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年十二月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年十二月八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 大垣市
- 三 構造改革特別区域の名称 水都っ子わくわく英語プラン特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 大垣市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 構造改革特別区域研究開発学校設置事業（八〇二）

内閣府告示第三百三十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十六年十二月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年十二月八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 大垣市
- 三 構造改革特別区域の名称 大垣市幼保一体化運営特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 大垣市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業（八〇七）、幼稚園と保育所の保育室の共用化事業（八二三）、保育所と合同活動を行う場合の幼稚園の面積基

準の特例事業（八三一）、保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業（九一四）及び幼稚園と  
保育所の保育室の共用化事業（九二一）

内閣府告示第三百三十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年十二月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年十二月八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 岐阜県大野郡宮村
- 三 構造改革特別区域の名称 臥龍桜の里・一之宮どぶろく特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 岐阜県大野郡宮村の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特定農業者による濁酒の製造事業（七〇七）

内閣府告示第三百二十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年十二月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年十二月八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 岐阜県吉城郡国府町
- 三 構造改革特別区域の名称 国府町生き活き農業特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 岐阜県吉城郡国府町の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）



内閣府告示第三百四十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年十二月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年十二月八日

二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 磐田市並びに静岡県磐田郡福田町、竜洋町、豊田町及び豊岡村

三 構造改革特別区域の名称 「歴史と文化のまち、ふるさと先生制度」特区

四 構造改革特別区域の範囲 磐田市並びに静岡県磐田郡福田町、竜洋町、豊田町及び豊岡村の全域

五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 市町村費負担教職員任用事業（八一〇）

内閣府告示第三百四十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十六年十二月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年十二月八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 静岡県田方郡戸田村
- 三 構造改革特別区域の名称 戸田幼保教育特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 静岡県田方郡戸田村の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業（八〇七）、保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業（九一四）及び保育の実施に係る事務の教育

委員会への委任事業（九一六）

内閣府告示第三百四十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十六年十二月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年十二月八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 岡崎市
- 三 構造改革特別区域の名称 岡崎・国際学術研究交流特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 岡崎市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 外国人研究者受入れ促進事業（五〇一、五〇二及び五〇三）及び特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業（五〇四）

内閣府告示第三百四十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年十二月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年十二月八日

二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 犬山市

三 構造改革特別区域の名称 観光・健康さあ行こう！みんな来る！来る！サイクルタウンいぬやま特区

四 構造改革特別区域の範囲 犬山市の区域の一部（犬山市今井開拓パイロット地域）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 国立・国定公園における自然を活用した催しの容易化事業（一

三〇一及び一三〇二）

内閣府告示第三百四十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年十二月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年十二月八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 愛知県愛知郡長久手町
- 三 構造改革特別区域の名称 長久手田園バレー特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 愛知県愛知郡長久手町の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）及び地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業（一〇〇二）

内閣府告示第三百四十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十六年十二月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年十二月八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 愛知県西加茂郡小原村
- 三 構造改革特別区域の名称 障がい児hug（はぐ）くみ給食特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 愛知県西加茂郡小原村の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 障害児施設における調理業務の外部委託事業（九〇九（九一七

）

内閣府告示第三百四十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十六年十二月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年十二月八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 四日市市
- 三 構造改革特別区域の名称 塩浜地区公立園幼保一体化特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 四日市市の区域の一部（塩浜地区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業（八〇



七)、幼稚園と保育所の保育室の共用化事業(八二三)、保育所と合同活動を行う場合の幼稚園の面積基準の特例事業(八三一)、保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業(九一四)及び幼稚園と保育所の保育室の共用化事業(九二一)

内閣府告示第三百四十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十六年十二月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年十二月八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 伊賀市
- 三 構造改革特別区域の名称 伊賀市意育教育特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 伊賀市の区域の一部（旧青山町の全域）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 学校設置会社による学校設置事業（八一六）及び校地・校舎の

自己所有を要しない小学校等設置事業（八二〇（八〇一―二））

内閣府告示第三百四十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十六年十二月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年十二月八日

二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 滋賀県

三 構造改革特別区域の名称 滋賀県国際物流特区

四 構造改革特別区域の範囲 彦根市、長浜市及び甲賀市並びに滋賀県神崎郡五箇荘町及び能登川町、愛知

郡湖東町及び愛知川町、犬上郡豊郷町及び多賀町並びに坂田郡伊吹町、米原町及び近江町の全域

五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本

方針別表第一に定めるところによる。） 距離基準の延長に伴う保税蔵置場の設置促進事業（七〇六）

内閣府告示第三百四十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十六年十二月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年十二月八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 舞鶴市
- 三 構造改革特別区域の名称 まいづる『グリーンツーリズムの郷』創造特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 舞鶴市の区域の一部（舞鶴市の農業振興地域）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 農家民宿における簡易な消防用設備等の容認事業（四〇七）、

地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）  
、地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業（一〇〇二）及び農地の権利取得後  
の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業（一〇〇六）

内閣府告示第三百五十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年十二月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年十二月八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 京都府相楽郡山城町
- 三 構造改革特別区域の名称 山城町農地いきいき活性化特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 京都府相楽郡山城町の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業（一〇〇六）

内閣府告示第三百五十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年十二月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年十二月八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 寝屋川市
- 三 構造改革特別区域の名称 寝屋川市小中学校英語教育特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 寝屋川市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 構造改革特別区域研究開発学校設置事業（八〇二）



内閣府告示第三百五十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十六年十二月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年十二月八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 大阪狭山市
- 三 構造改革特別区域の名称 大阪狭山市幼・保一元化特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 大阪狭山市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業（八〇七）及び保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業（九一四）

内閣府告示第三百五十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年十二月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年十二月八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 大阪府南河内郡美原町
- 三 構造改革特別区域の名称 さつき野小中一貫キャリア教育特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 大阪府南河内郡美原町の区域の一部（さつき野小学校及びさつき野中学校の校区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 構造改革特別区域研究開発学校設置事業（八〇二）

内閣府告示第三百五十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年十二月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年十二月八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 奈良県及び大和高田市
- 三 構造改革特別区域の名称 大和高田農地活用・新規就農支援特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 大和高田市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業（一〇〇六）

内閣府告示第三百五十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年十二月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年十二月八日

二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 奈良県及び奈良県北葛城郡広陵町

三 構造改革特別区域の名称 元気でやさしい生きがい特区

四 構造改革特別区域の範囲 奈良県北葛城郡広陵町の全域

五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け

事業（一〇〇二）及び農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事

業（一〇〇六）

内閣府告示第三百五十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十六年十二月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年十二月八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 和歌山県
- 三 構造改革特別区域の名称 エイジフリー・デイスリーブス特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 海南市、橋本市、有田市、御坊市及び田辺市並びに和歌山県海草郡下津町、野上町及び美里町、那賀郡打田町、粉河町、那賀町、桃山町、貴志川町及び岩出町、伊都郡かつらぎ町、高野口町、九度山町、高野町及び花園村、有田郡湯浅町、広川町、吉備町、金屋町及び清水町、日高郡美浜町、日高町、由良町、川辺町、中津村、美山村、龍神村、みなべ町及び印南町並びに西牟婁郡白浜町、中辺路町、大塔村、上富田町、日置川町及びすさみ町の全域

五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業（九〇六）

内閣府告示第三百五十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十六年十二月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年十二月八日

二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 和歌山県

三 構造改革特別区域の名称 障害児施設機能強化推進特区

四 構造改革特別区域の範囲 和歌山県西牟婁郡上富田町の全域

五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本

方針別表第一に定めるところによる。） 障害児施設における調理業務の外部委託事業（九〇九（九一七

））

内閣府告示第三百五十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年十二月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年十二月八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 島根県仁多郡横田町
- 三 構造改革特別区域の名称 奥出雲来遠（らいおん）の里づくり特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 島根県仁多郡横田町の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）、地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業（一〇〇二）及び農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進



事業（一〇〇六）

内閣府告示第三百五十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年十二月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年十二月八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 倉敷市
- 三 構造改革特別区域の名称 「国際文化都市倉敷」英語教育推進特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 倉敷市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 構造改革特別区域研究開発学校設置事業（八〇二）

内閣府告示第三百六十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年十二月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年十二月八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 津山市
- 三 構造改革特別区域の名称 市民農園開設サポート特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 津山市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け

事業（一〇〇二）

内閣府告示第三百六十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年十二月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年十二月八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 岡山県久米郡久米南町
- 三 構造改革特別区域の名称 「川柳とエンゼルの里」農地活用推進特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 岡山県久米郡久米南町の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業（一〇〇六）

内閣府告示第三百六十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十六年十二月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年十二月八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 広島県
- 三 構造改革特別区域の名称 環境にやさしいカーシェアリング広島特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 広島県の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 環境にやさしいレンタカー型カーシェアリングのための無人貸渡しシステム可能化事業（一二二七）

内閣府告示第三百六十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年十二月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年十二月八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 山口県及び下関市
- 三 構造改革特別区域の名称 下関地区水産業活性化特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 下関市の区域の一部（唐戸地区、彦島地区及び大和町一帯）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特定漁港施設運営高度化推進事業（一〇〇七）

内閣府告示第三百六十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年十二月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年十二月八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 山口県及び山口県大津郡油谷町
- 三 構造改革特別区域の名称 山口油谷水田放牧（山口型放牧）特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 山口県大津郡油谷町の区域の一部（油谷町大字向津具上、大字向津具下、大字川尻（向津具半島））（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）及び農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化

による農地の利用増進事業（一〇〇六）



内閣府告示第三百六十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年十二月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年十二月八日

二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 新居浜市

三 構造改革特別区域の名称 大島白いも特区

四 構造改革特別区域の範囲 新居浜市の区域の一部（大島地域）（詳細は内閣府において閲覧に供する。

）

五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧

地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）

内閣府告示第三百六十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十六年十二月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年十二月八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 高知市
- 三 構造改革特別区域の名称 高知市げんき・いきいきデイサービス特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 高知市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業（九〇六）

内閣府告示第三百六十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年十二月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年十二月八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 高知県幡多郡三原村
- 三 構造改革特別区域の名称 三原村濁酒特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 高知県幡多郡三原村の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特定農業者による濁酒の製造事業（七〇七）

内閣府告示第三百六十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十六年十二月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年十二月八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 北九州市
- 三 構造改革特別区域の名称 市民力が創る「環境首都」北九州特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 北九州市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 環境にやさしいレンタカー型カーシェアリングのための無人貸渡しシステム可能化事業（一二二七）

内閣府告示第三百六十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十六年十二月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年十二月八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 北九州市
- 三 構造改革特別区域の名称 北九州市「自立と共生の教育」特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 北九州市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 構造改革特別区域研究開発学校設置事業（八〇二）及び校地・校舎の自己所有を要しない小学校等設置事業（八二〇（八〇一―二））

内閣府告示第三百七十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十六年十二月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年十二月八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 佐賀県及び佐賀県杵島郡江北町
- 三 構造改革特別区域の名称 江北町こども園特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 佐賀県杵島郡江北町の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業（八〇七）及び保育所における保育所児及び幼稚園児の合同活動事業（九一四）

内閣府告示第三百七十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十六年十二月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年十二月八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 佐賀県佐賀郡富士町
- 三 構造改革特別区域の名称 富士町ふるさと再見特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 佐賀県佐賀郡富士町の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 農家民宿における簡易な消防用設備等の容認事業（四〇七）及び特定農業者による濁酒の製造事業（七〇七）

内閣府告示第三百七十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十六年十二月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年十二月八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 熊本県玉名郡三加和町
- 三 構造改革特別区域の名称 三加和8つの里グリーンツーリズム特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 熊本県玉名郡三加和町の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 農家民宿における簡易な消防用設備等の容認事業（四〇七）及び特定農業者による濁酒の製造事業（七〇七）



内閣府告示第三百七十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十六年十二月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年十二月八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 熊本県阿蘇郡久木野村
- 三 構造改革特別区域の名称 久木野村教育特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 熊本県阿蘇郡久木野村の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 学校設置会社による学校設置事業（八一六）、校地・校舎の自己所有を要しない小学校等設置事業（八二〇（八〇一―一二））及び市町村教育委員会による特別免許状授

与事業（八三〇）

内閣府告示第三百七十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十六年十二月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年十二月八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 熊本県天草郡御所浦町
- 三 構造改革特別区域の名称 御所浦町教育特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 熊本県天草郡御所浦町の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 学校設置会社による学校設置事業（八一六）及び校地・校舎の自己所有を要しない小学校等設置事業（八二〇（八〇一―二））

内閣府告示第三百七十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定に基づき公示する。

平成十六年十二月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年十二月八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 竹田市
- 三 構造改革特別区域の名称 竹田名水どぶろく特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 竹田市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特定農業者による濁酒の製造事業（七〇七）

内閣府告示第三百七十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十六年十二月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年十二月八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 大分県大分郡庄内町
- 三 構造改革特別区域の名称 神楽の里グリーン特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 大分県大分郡庄内町の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 農家民宿における簡易な消防用設備等の容認事業（四〇七）、地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）

、地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業（一〇〇二）及び農地の権利取得後  
の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業（一〇〇六）

内閣府告示第三百七十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十六年十二月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年十二月八日

二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 日向市

三 構造改革特別区域の名称 ひゅうが環境・リサイクル・国際物流特区

四 構造改革特別区域の範囲 日向市の区域の一部（日向市細島臨海工業地域）（詳細は内閣府において閲

覧に供する。）

五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本

方針別表第一に定めるところによる。）（重量物輸送効率化事業（一二〇五）（一二二四））

内閣府告示第三百七十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第八項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画を次のとおり認定したので、同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき公示する。

平成十六年十二月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

- 一 構造改革特別区域計画を認定した日 平成十六年十二月八日
- 二 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 阿久根市
- 三 構造改革特別区域の名称 アクネうまいネ自然だネ特区
- 四 構造改革特別区域の範囲 阿久根市の全域
- 五 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）